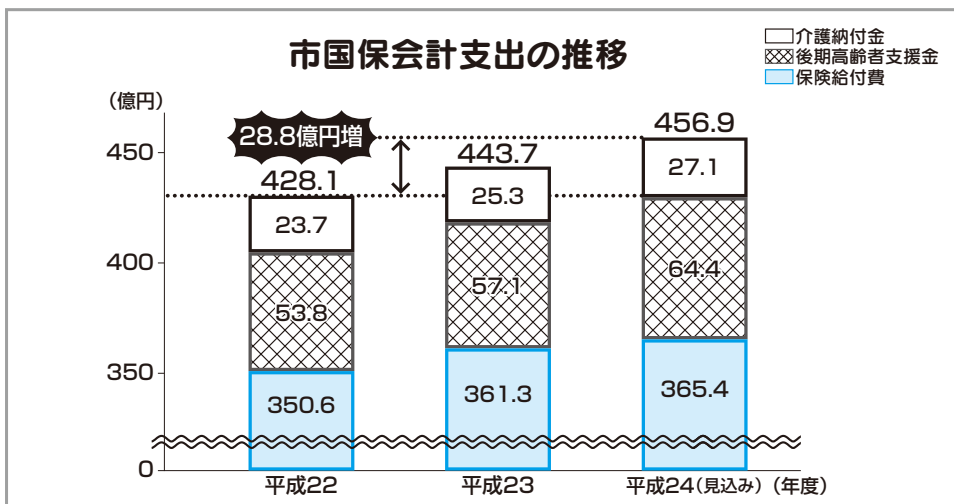


厳しさ増す 国保会計の財政状況

特集

国民健康保険

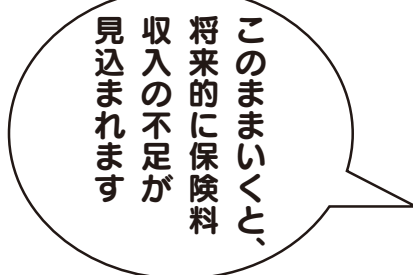
みんなので助け合おう



国保会計は、高齢化などによる医療費の増加により、給付金や拠出金が増加し、厳しい運営状況が続いています。このような状況を勘案し、運営安定化に向けてさまざまな取り組みを行います。今後の国保事業運営維持のため、加入者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



給付費は毎年増え続けているのね



このままいくと、将来的に保険料収入の不足が見込まれます

● 公平・公正な保険料収入の確保

- 座振替、期限内納付の促進
- 納付相談・指導の徹底

● 医療費抑制などを通じた保険給付支出の適正化

- 審査やレセプト点検の徹底
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 健康づくり推進、健診受診率向上による生活習慣病の予防



健康に気を付けるなど、一人一人の心構えが大切なんだ



安定した国保運営のため、次のことに取り組みます

国民健康保険(以下、国保)は、病気やけがなど、いざというとき安心して治療が受けられるように、加入者の皆さんが収入に応じて保険料を出し合い、国・県などからの補助と合わせて、助け合いながら医療費の負担を軽減する制度です。

普通徴収

~納付書または口座振替による納付~

平成25年度 納期限				
1期	2期	3期	4期	5期
7/1(月)	7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)
6期	7期	8期	9期	10期
12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)	3/31(月)

*納期は月末(12月は25日)です。納期限が金融機関の休業日にあたる場合、翌営業日が納期限になります

特別徴収

~年金天引きによる納付~

平成25年度 天引き日					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
15日(月)	14日(金)	15日(木)	15日(火)	13日(金)	14日(金)

*4・6月の1回当たりの納付額は、前年度2月の納付額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額です。8月以降の納付額は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の納付額を引き4で割った金額です

【口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申出書(国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書による納付には変更できません。

【対象者】次の全てに該当する人▶加入者の年齢が65歳から74歳までで構成されている世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)▶特別徴収の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶国保料と介護保険料(65歳以上)の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

納付方法

国保加入者
【時期】6月中旬
【問い合わせ】国保・年金課
☎9486365・☎9342631

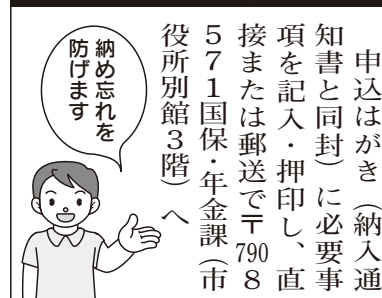
平成25年度保険料の通知

加入者世帯の「世帯主」が納付義務者です。世帯主自身为国保に加入していても、同一世帯に国保加入者がいれば納付義務者になります。

納付義務者

加入者世帯の「世帯主」が納付義務者です。

納付は口座振替で!!



後期高齢者医療制度加入者
【時期】7月中旬
【問い合わせ】高齢福祉課
☎9486941・☎9341763

保険料を納めましょう